

宇多津町に建設工事の追加の入札参加資格審査の申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

用語の定義

町内業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が、宇多津町内にある建設業許可業者のこと。

県内業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が、香川県内にある建設業許可業者のこと。

県外業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が、香川県以外にある建設業許可業者のこと。

経営事項審査基準日

町内及び県内業者・・・令和6年10月1日～令和7年9月30日

県外業者・・・令和6年 9月1日～令和7年8月31日

有効期間

入札参加資格の有効期間は1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）です。

申請受付期間

- 1 受付期間 令和8年1月26日（月）～令和8年2月6日（金）
- 2 受付場所 宇多津町役場 総務課（本館3階）
※原則郵送でご提出ください。【令和8年2月6日（金）必着】
【宛先】〒769-0292
香川県綾歌郡宇多津町1881番地
宇多津町総務課 入札参加資格審査申請係

結果の公表

審査結果は、令和8年4月1日に町ホームページに掲載します。個別の通知はいたしません。

申請書の提出方法

①新規申請

フラットファイルに綴じて提出してください。

提出部数	1部
ファイル	フラットファイル（ 黄色などのイエロー系 、A4判）
綴り方	<ul style="list-style-type: none">・「チェックリスト」に掲げる順番に綴じこんでください。（チェックリストは一番上にし、綴じてください。）・提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付し、また、大きい場合は、折込み、縮小コピー等により対応してください。・ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載してください。（上段は空けておいてください）

②追加申請

透明なクリアファイルに挟み込んで提出してください。

提出部数	1部
ファイル	クリアファイル（透明、A4判）
綴り方	<ul style="list-style-type: none"> ・「チェックリスト」に掲げる順番に書類を並べ、2穴パンチで書類の左側に穴を開けた書類を挟み込んでください。 ・提出する書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付してください。コピーで提出する書類は、必ずA4判に統一してください。

提出書類(①新規申請)

(○：全業者 △：該当業者のみ ×：不要)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
	チェックリスト	○	○	○	○	○	・他の書類と同じくフラットファイルに綴じること
①	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
②	申請営業所調書	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ ・申請営業所は、主たる営業所を含め、2箇所まで
③	申請業種等調書	○	○	○	○	○	・同一申請業種について、営業所間（本社を含む）の重複は認められません
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（コピー可）	○	○	○	○	○	・注1参照
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類（コピー可）	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③のうち、いずれか1つ ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可証明書 ③建設業許可通知書（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
⑥	建設業許可申請書別紙二 (2) (コピー可)	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもので可
⑦	委任状(原本)	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ 指定様式(様式2)
⑧	納税証明書【国税】 (完納証明書、コピー可)	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの 電子納税証明書(PDF)ファイルを印刷したもので可 ○法人の場合(様式その3の3) <ul style="list-style-type: none"> 「法人税」及び「消費税および地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書 ○個人の場合(様式その3の2) <ul style="list-style-type: none"> 「所得税」及び「消費税および地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書
⑨	納税証明書【県税】 (完納証明書、コピー可)	○	○	×	○	×	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの 香川県内に申請する営業所がある場合のみ 注2参照
⑩	納税証明書【町税】 (完納証明書、コピー可)	○	×	×	△	×	<ul style="list-style-type: none"> 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの 宇多津町内に申請する営業所がある場合のみ ※発行には、法人等の代表者印と受領者の本人確認書類(運転免許証等写真が貼付された書類)が必要(交付手数料300円)
⑪	技術職員名簿 (経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二)	○	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 香川県内に本社がある場合のみ 審査基準日時点のもの

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
⑫	工事経歴書 (建設業法施行規則様式第二号)	○	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県内に本社がある場合のみ ・申請日直近の2期分
⑬	ISO 9001 又は ISO 14001 の登録証の写し	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年11月1日現在有効であるもの ・日本語以外で記載されている場合は、日本語訳を添付すること
⑭	舗装施工技術者資格者証 (一社)日本道路建設業協会発行(旧(財)道路保全技術センター発行を含む) 及び当該資格者の常勤雇用の確認ができる書類 健康保険被保険者証/標準報酬決定通知書など	△	△	×	△	×	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ほ装を申請する者</u>で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者(試験に合格した者を含む)がいる場合のみ (土木施工管理技士とは別の資格です)
⑮	貸借対照表の写し (建設業法施行規則様式第十五号、個人は様式第十八号)	○	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県内に本社がある場合のみ ・審査基準日時点のもので香川県の審査済印があるもの
⑯	社員に対する人権・同和教育等実施状況調	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・指定様式(様式5)

提出書類(②追加申請)

(○：全業者 △：該当業者のみ ×：不要)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
	チェックリスト	○	○	○	○	○	・他の書類と同じくフラットファイルに綴じること
①	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
②	申請営業所調書	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ ・申請営業所は、主たる営業所を含め、2箇所まで
③	申請業種等調書	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・登録済みの業種を含めて記入すること ・同一申請業種について、営業所間（本社を含む）の重複は認められません
④	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (コピー可)	○	○	○	○	○	・注1参照
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③のうち、いずれか1つ ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可証明書 ③建設業許可通知書 (いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
⑥	建設業許可申請書別紙二(2) (コピー可)	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ ・「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したものでも可
⑦	委任状(原本)	△	△	×	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種の一部又は全部についての権限を営業所に委任する場合のみ ・指定様式(様式2)

書類番号	提出書類	提出区分					注意事項
		町内	県内	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
⑧	納税証明書【国税】 (完納証明書、コピー可)	×	×	×	×	×	不要
⑨	納税証明書【県税】 (完納証明書、コピー可)	×	×	×	△	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外業者で香川県内に申請する営業所を追加する場合のみ ・ 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ・ 注2参照
⑩	納税証明書【町税】 (完納証明書、コピー可)	×	△	×	△	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇多津町内に申請する営業所を追加する場合のみ ・ 申請日前3ヵ月以内に発行されたもの ※発行には、法人等の代表者印と受領者の本人確認書類（運転免許証等写真が貼付された書類）が必要（交付手数料300円）
⑪	技術職員名簿 (経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二)	×	×	×	×	×	不要
⑫	工事経歴書 (建設業法施行規則様式第二号)	×	×	×	×	×	不要
⑬	ISO 9001 又は ISO 14001 の登録証の写し	×	×	×	×	×	不要
⑭	舗装施工技術者資格者証 (（一社）日本道路建設業協会発行（旧（財）道路保全技術センター発行を含む） 及び当該資格者の常勤雇用の確認ができる書類 健康保険被保険者証／標準報酬決定通知書など)	△	△	×	△	×	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほ装を追加申請する者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者（試験に合格した者を含む）がいる場合のみ （土木施工管理技士とは別の資格です）
⑮	貸借対照表の写し (建設業法施行規則様式第十五号、個人は様式第十八号)	×	×	×	×	×	不要
⑯	社員に対する人権・同和教育等実施状況調	×	×	×	×	×	不要

注1

申請日に間に合わない場合は、審査済（受付）印のある以下の書類のコピーを提出し、通知書が交付され次第、そのコピーを追加提出してください。

○経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

○工事種類別完成工事高（別紙一）

なお、令和8年2月末日までに結果通知書の提出がない場合、入札参加資格審査申請が無効となりますのでご注意ください。

注2

県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表社印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

詳しくは、県のホームページを確認してください。

○香川県税納税証明書の発行場所（受付時間：土日・祝日を除く8時30分～17時）

担当窓口	住所	電話番号
香川県税事務所総務課	高松市松島町1-17-28	087-806-0306
中讃税務窓口センター	坂出市江尻町1355	0877-46-0421
東讃県民センター	さぬき市津田町津田930-2	0879-42-1370
小豆県民センター	小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	0879-62-2266
中讃県民センター	善通寺市生野本町1-1-12	0877-62-9610
西讃県民センター	観音寺市坂本町7-3-18	0875-25-5200

※中讃税務窓口センターでは香川県収入印紙を販売しておりませんので、あらかじめ売りさばき所でご購入ください。

社会保険の加入状況

適用除外の場合を除き、**健康保険、厚生年金、雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことが出来ません。**経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の欄により確認しますが、審査基準日以降に加入となった場合は、別途確認書類を提示してください。